

第1章 高齢者

1 主な相談機関

区役所・総合支所（高齢者総合相談）

電話→ **P108**

認知症を含めた介護に関すること、ひとり暮らし高齢者の日常生活の支援に関する事など、高齢者や家族の方からのさまざまな相談に応じます。

- 業務内容**
- ①在宅福祉サービスに関する相談
 - ②保健サービスに関する相談
 - ③養護老人ホームへの入所に関する相談
 - ④医療機関、サービス提供事業者等の関係機関・団体との連絡調整等
 - ⑤高齢者虐待に関する相談
 - ⑥認知症に関する相談

利用方法 来所、電話等

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

※秋保総合支所保健福祉課においても、高齢者に関する相談に応じます。

地域包括支援センター

電話→ **P109～113**

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援を行う、地域の高齢者支援の窓口です。市内52か所に開設しています。

- 業務内容**
- ①介護予防の相談、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用調整
 - ②保健・医療・福祉全般に関する相談
 - ③権利擁護の活動

利用方法 電話、来所、訪問等（緊急時の電話相談は24時間受付します）

仙台市シルバーセンター総合相談センター

電話 **215-4135**

高齢者やその家族が抱える問題について、福祉、法律、年金、税など専門的なことから、ボランティアや生きがいなど身近なことまで相談に応じます。

- 業務内容**
- ①法律、年金、税に関する専門相談（予約制・面接）
 - ②生活全般にわたる福祉、健康・生きがいづくり等についての相談
 - ③福祉に関する制度・施策、民間団体、ボランティア、施設、福祉用具などの情報の提供

利用方法 面接、電話

受付時間 10：30～12：00、13：00～16：30（月に1～2回の休館日を除く）

所在地 〒980-0013 青葉区花京院一丁目3-2（仙台市シルバーセンター2階）

高齢者権利擁護に関する相談窓口

電話 **722-7225**

高齢者虐待の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談に応じます。

業務内容 介護保険施設の利用者等からの、高齢者権利擁護（虐待防止）などに関する相談対応

利用方法 電話、FAX、メール

受付時間 月～金曜（祝祭日を除く） 10：00～15：00

所在地 〒980-0811 青葉区一番町一丁目17-24高裁前ビル5階
(特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」)

若年性認知症の相談窓口

電話 346-7068

若年性の認知症に不安を抱える方の相談窓口として開設されています。

業務内容 本人やご家族、若年性認知症支援に関わる関係者等を対象とした若年性認知症に関する相談対応

利用方法 電話、FAX、メール

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒981-3111 泉区松森字下町8-1 (いずみの杜診療所地域連携室 RBA相談室)

FAX: 772-9802 メール: izumi-renkei@izuminomori.jp

認知症疾患医療センター

認知症の診断と治療を専門的に行い、ご本人の想いを大切にしながら、地域の保健医療・福祉関係機関との連絡調整を行います。

いずみの杜診療所

電話 341-5850

利用方法 医院への受診のほか、往診のご相談も可能です。

受付時間 月～金曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒981-3111 泉区松森字下町8-1 FAX 772-9802

仙台西多賀病院

電話 245-2122

利用方法 受診するには、かかりつけ医からの紹介状が必要で、完全予約制です。

受付時間 月～金曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒982-8555 太白区鉤取本町二丁目11-11 FAX 245-1811

東北医科薬科大学病院

電話 070-5093-3615

利用方法 受診するには、かかりつけ医からの紹介状が必要で、完全予約制です。

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒983-8512 宮城野区福室一丁目12-1 FAX 0120-25-9121

東北福祉大学せんだんホスピタル

電話 303-0133

利用方法 事前に電話連絡の上、受診してください。

受付時間 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒989-3201 青葉区国見ヶ丘六丁目65-8 FAX 303-0183

II 主な施策・事業

1 元気な活動の支援

市立文化施設の減免

仙台市内にお住まいの65歳以上であることを証明する書類(健康保険被保険者証や介護保険被保険者証など)を提示すると、対象施設が無料または半額でご利用いただけます。※令和元年度以前に交付した「豊齢カード」及び平成14年度以前に交付した「豊齢手帳」は引き続きお使いいただけます。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係)、

秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108

老人クラブの育成援助

毎日の生活を健全で豊かなものにしていくため、老人クラブに運営費の助成をします。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係)、

秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108

敬老乗車証

市バス、地下鉄、宮城交通バスを利用できる敬老乗車証をご希望の方にお渡ししています。

《制度の内容》

対象	満70歳以上の方
必要なもの	交付申込はがき 代理の方が交付や再発行、還付の申請をする場合は委任状、代理の方の本人確認のための書類（運転免許証、健康保険証など）
交付の時期	新たに満70歳になる方は、誕生日の前日から 既に70歳以上である方は、随時、交付を受けることが可能です
年間の上限額	1年間（10/1～翌年9/30まで）で、合計12万円までであれば、何回でもチャージが可能
費用負担	1,000円分のチャージにつき100円（または介護保険料所得段階に応じて50円）
種類	「一般用」のほか、自動的に福祉割引が適用された支払が可能な「福祉割引用」 ※福祉割引用は以下の方が対象 →身体障害者手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 （各障害者交通費助成との併給はできません） ※「一般用」は有効期限なし（更新不要） ※「福祉割引用」は有効期限10/1～翌年9/30（1年毎の更新必要）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

敬老祝金

令和5年度中に、88歳、100歳に達する方のうち、令和4年9月16日から令和5年9月15日まで、引き続き本市に住民登録し、かつ本市に居住している方に敬老祝金をお贈りします。

金額 88歳：10,000円 100歳：50,000円

問合せ先 高齢企画課、各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

学習機会の拡大

(1) 市民センター

高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりの一助として「老壮大学」をはじめとした各種講座等を開設しています。学習、活動の内容については、各市民センターの特色がありますので、詳細は最寄りの市民センターへお問い合わせください。

(2) 老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上を目的に各種教室を開設しています。詳細は老人福祉センター [→P109](#)へお問い合わせください。

(3) せんだい豊齢学園

2年間の社会活動コース（対象：市内にお住まいの50歳以上75歳未満の方）と、1年間の75歳からのアクティブライフコース（対象：市内にお住まいの75歳以上の方）があり、相互交流の場を提供するとともに、生きがいと健康づくりを支援し、積極的な社会活動を促すことで、『豊齢化社会づくり』を担う人材の養成を目的に開講しています。

各コースとも、講義やグループ討議、実習・実技、館外学習、また自主的活動など、多彩な学習内容を盛り込んでいます。

問合せ先 せんだい豊齢学園事務局（仙台市シルバーセンター内）電話 215-3129 FAX 215-4140

(4) 高齢者交通安全教室

高齢者の交通安全意識を高めるため、老人クラブや町内会等各種団体を対象とした「出前式」の交通安全教室を行っています。講習時間・内容等は、事前打ち合わせの上、ご希望に応じます。

問合せ先 (公財) 仙台ひと・まち交流財団 交通安全指導課 電話 268-5409 FAX 225-2791

(5) 防犯講座

近年増加傾向にある高齢者等を狙った特殊詐欺(振り込め詐欺等)や空き巣などに対する防犯意識を高めるため、老人クラブや町内会等の各種団体を対象とした「出前式」の防犯講座を無料で実施しています。講座の時間・内容等は、事前打ち合わせの上ご要望に応じます。

問合せ先 仙台市防犯協会連合会 電話 214-4261 FAX 214-1091

(6) 暮らしのセミナー

高齢者の消費者被害を防ぐため、老人クラブや町内会等の各種団体・グループを対象とした「出前式」の講座(暮らしのセミナー)を行っています。講習時間・内容等は、開催希望日の2か月前までにお問い合わせください。

問合せ先 仙台市消費生活センター 電話 268-7040 FAX 268-8309

仙台市シルバー人材センター

臨時的・短期的・軽易な仕事を個人や民間企業、団体等から請け負い、会員の希望と経験や能力に応じて働く機会を提供します。仕事の内容は、家事手伝い、障子・ふすま張り、屋内外作業、事務一般などいろいろです。対象者は原則として60歳以上の働く意欲のある健康な方です。ただし、会員登録(年会費 2,000円)が必要です。

問合せ先 ①仙台市シルバー人材センター

〒980-0013 青葉区花京院一丁目3-2(仙台市シルバーセンター6階)

電話 214-6262 FAX 214-6264

②北部支部

〒981-3133 泉区泉中央二丁目1-1(泉区役所本庁舎5階)

電話 375-1370 FAX 375-1399

2 高齢者の健康づくり

高齢者インフルエンザ予防接種費用助成

予防接種法に基づき、登録医療機関で接種します。接種費用のうち一部(1,500円予定)は自己負担(※)となります。

※ 市民税非課税世帯、生活保護世帯の方及び中国残留邦人等支援給付制度受給者の方は無料：市民税非課税世帯の方は、令和5年度の介護保険料決定通知書または、確認通知書(事前に仙台市への申請が必要)を登録医療機関に提示。生活保護世帯の方は、生活保護支給票を登録医療機関に提示。中国残留邦人等支援給付制度受給者の方は、本人確認証を登録医療機関に提示。

対 象 接種日に次の①②のいずれかに該当する方で接種を希望する方

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳1級に相当)のある方

実施期間 令和5年10月1日から12月末まで(予定)

問合せ先 各区役所家庭健康課(母子保健係)、各総合支所保健福祉課(保健係) [→P108](#)

高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)費用助成

肺炎球菌予防接種(定期接種)の費用の一部を助成します。自己負担5,000円(※)で、登録医療機関で接種します。

※ 市民税非課税世帯、生活保護世帯の方及び中国残留邦人等支援給付制度受給者の方は無料：市民税非課

税世帯の方は、令和5年度の介護保険料決定通知書（ただし、4月から6月に接種を受ける場合は、接種時点の最新年度の介護保険料決定通知書）または、確認通知書（事前に仙台市への申請が必要）を登録医療機関に提示。生活保護世帯の方は、生活保護支給票を登録医療機関に提示。中国残留邦人等支援給付制度受給者の方は、本人確認証を登録医療機関に提示。

対 象 市内にお住まいで次の①②のいずれかに該当し、予防接種を希望する方。※ただし、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、定期接種の対象外。①の方については、接種期間は令和5年度のみとなりますのでご注意ください。（接種期間内に接種されない場合、以後費用助成での接種の機会はありません。）

定期接種	①令和5年度に下記の年齢になる方 ・65歳（昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生） ・70歳（昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生） ・75歳（昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生） ・80歳（昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生） ・85歳（昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生） ・90歳（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生） ・95歳（昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生） ・100歳（大正12年4月2日～大正13年4月1日生） ②60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級に相当）のある方
------	--

実施期間 通年

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） P108

仙台市健康増進センター

生活習慣病の予防、高齢者の方の介護予防、障害のある方の健康づくりの3つの事業を中心として、各種教室の開催や健康度測定、支援プランの作成など専門的な健康づくりの支援を行っています。

開館時間 10:00～18:00（入館時間 10:00～17:00）

休館日 月曜日（休日にあたる場合は直後の休日でない日）、年末年始

所在地 〒981-3133 泉区泉中央二丁目24-1 電話 374-6661 FAX 374-6664

3 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、地域で暮らす高齢の方が、いつまでも元気で楽しく、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域の支え合いの仕組みづくりやさまざまなサービスで生活を支えるとともに、高齢者自らが社会に参加できるようにすることで、介護予防と生活支援を充実させる制度です。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

介護予防・生活支援サービス事業

サービスを利用できる方

65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方。または要支援1・2の認定を受けた方。

サービスの利用について

地域包括支援センター等がケアプランの作成等の支援を行います。

《介護予防・生活支援サービス事業で利用できるサービス》

訪問型 サービス	訪問介護型サービス（従来相当のホームヘルプサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担
	生活支援訪問型サービス（緩和した基準によるホームヘルプサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担

	訪問型短期集中予防サービス（専門職による訪問サービス） 費用 無料
通所型 サービス	通所介護型サービス（従来相当のデイサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担（食費、おむつ代、娯楽費などは実費負担）
	生活支援通所型サービス（緩和した基準によるデイサービス） 費用 所得に応じて1割から3割の利用者負担（食費、おむつ代、娯楽費などは実費負担）
	通所型短期集中予防サービス（元気応援教室） 費用 無料（テキスト代などは実費負担）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課 →P108
各地域包括支援センター →P109～113

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象に、いつまでも自分らしく生活するため、介護予防（健康づくり）の取り組みを支援します。

○豊齢力チェックリストの郵送

生活状態の確認のため、節目の年齢の方に豊齢力チェックリストを郵送し、必要な方に介護予防の取り組みをご紹介します。

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8317 FAX 214-8980

○介護予防教室

寝たきりなどの要介護状態になることを予防するため、地域包括支援センターで介護予防に関する講話・実技を実施します。

問合せ先 各地域包括支援センター →P109～113

○介護予防月間

毎年11月を介護予防月間と定め、いつまでも元気に暮らせるよう、介護予防や健康づくりのための講座、イベントを市内各地で開催します。

問合せ先 シルバーセンターいきがい推進課 電話 215-3170

○地域で自主的に運動に取り組むグループの育成

地域で自主的に活動する運動グループの立ち上げ支援や、介護予防運動サポーターの養成・スキルアップ研修を行います（体操やレクリエーション、介護予防などについての研修、講座）。

問合せ先 各区障害高齢課（地域支援係）・各総合支所保健福祉課（保健係） →P108
各地域包括支援センター →P109～113

○健康づくり応援

市内で活動している地域のサロン等でちょっとした運動を取り入れ、健康づくりをしたい方々を応援するために、リハビリテーション専門職を派遣します。

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8317 FAX 214-8980

4 介護保険

介護保険制度について

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支え、介護が必要になった場合でも、安心して暮らすことができる長寿社会の実現を目指すために生まれた制度です。

各市町村等が保険者として運営し、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になった場合、申請し認定されると、所得に応じて1割から3割の利用者負担で介護（予防）サービスが利用できます。

介護保険に加入する人

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳～64歳の公的な医療保険に加入している方

介護（予防）サービスを利用できる方

第1号被保険者の場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態が6か月間続くと見込まれる方（要介護状態）

要介護度が軽く、心身の状態の維持・改善の可能性がある方、または要介護状態とは認められないが家事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態が6か月間続くと見込まれる方（要支援状態）

※要介護状態・要支援状態と認定されていない場合でも、豊齢力チェックリストにより、日常生活に必要な機能が低下した状態であると判定された方は、介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用することができます。→P11参照

第2号被保険者の場合

老化が原因とされる16種類の病気（特定疾病）により、要介護状態や要支援状態となった方

介護（予防）サービスの利用

介護（予防）のサービスを利用するためには要介護・要支援状態にあたるかどうかの認定を受ける必要があります。

この認定の申請はお住まいの区役所、総合支所で行います。本人、家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者（ケアマネジメント実施機関）、介護保険施設に頼んで代わりに申請（代行申請）をしてもらうこともできます。

介護の必要度（要介護度）に応じ、要支援（1・2）・要介護（1～5）の7段階のいずれかの認定を受けると介護（予防）サービスを利用することができます。

《要介護・要支援認定を受けた方が利用できる介護（予防）サービス》

	要支援1・2の方が利用できるサービス	要介護1～5の方が利用できるサービス
在宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修費	訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ） 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具購入 住宅改修費
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※ グループホームは要支援1の方は利用できません	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護

	要支援1・2の方が利用できるサービス	要介護1～5の方が利用できるサービス
施設サービス	(要支援1・2の方は利用できません)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護医療院

※要支援1・2の方は、訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）に相当するサービスとして、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用することができます。→P11参照

※要支援1・2の方の介護予防福祉用具貸与、要介護1の方の福祉用具貸与については、一部の用具が原則として対象外となります。

※介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修費、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修費については、対象となる品目、種類が定められています。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として、要介護3～5の方が対象となっています。要介護1または要介護2の方の入所については、居宅において日常生活を営むことが困難な状況等のやむを得ない事由がある場合に限られます。

保険給付

介護保険のサービスを利用した場合、所得に応じて1割から3割の利用者負担がかかります。ただし、居宅サービス等（一部のサービスを除く）には要介護度ごとに支給限度額があり、この支給限度額を超えてサービスを受けた分については全額利用者負担となります。

居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成に利用者負担はありません（全額保険給付）。

○要介護度別の区分支給限度基準額

◇居宅サービス

	サービス利用限度額のめやす（1か月）
要支援1	50,400円～52,500円程度
要支援2	105,400円～109,800円程度
要介護1	167,700円～174,700円程度
要介護2	197,100円～205,400円程度
要介護3	270,500円～281,900円程度
要介護4	309,400円～322,400円程度
要介護5	362,200円～377,400円程度

	上 限 額
福祉用具購入費（年額）	100,000円以内
住宅改修費	200,000円以内

施設サービス、ショートステイを利用した場合には食費・居住費（滞在費）がかかりますが、利用者の所得状況等に応じた減額制度（特定入所者介護（予防）サービス費）があります。

また、生計が困難である方が、社会福祉法人等が運営する事業所（施設）が提供する介護保険のサービスを利用する場合に、事業者を支払う利用者負担や、食費・居住費（滞在費）が軽減される制度があります。

○高額介護（予防）サービス費

1か月ごとの利用者負担額が、次表に記載された負担上限額を上回った場合に、申請により高額介護（予防）サービス費を支給する制度です。同一世帯に複数の利用者がいるときは、世帯の上限額となります。

該当する方には、区役所介護保険課から「高額介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）」ハガキをお送りします。原則として、初回のみ区役所・総合支所窓口で申請手続きが必要となります。

◆所得区分ごとの利用者負担上限額

所得区分		個人の負担上限額	世帯の負担上限額
現役並み所得相当(※1)であり、世帯内に右記に該当する第1号被保険者がいる場合	「課税所得(※2)」690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円	140,100円
	「課税所得(※2)」380万円(年収約770万円)～「課税所得(※2)」690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円	93,000円
	「課税所得(※2)」380万円(年収約770万円)未満	44,400円	44,400円
上記以外の市町村民税課税世帯の場合		44,400円	44,400円
<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税の場合 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層) 		24,600円	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計が80万円以下の場合 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している場合 		15,000円	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている場合 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合(境界層) 		15,000円	15,000円 (境界層のみ)

(※1)「現役並み所得相当」とは、「課税所得(※2)」が145万円以上の第1号被保険者がいて世帯内の第1号被保険者の収入が単身で383万円以上(2人以上の場合は520万円以上)の場合をさします。

(※2)「課税所得」とは、収入から必要経費(公的年金等控除・給与所得控除等)や所得控除を差し引いた金額です。

(※3)判定に用いる「合計所得金額」は、給与収入等から必要経費等を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得(特別控除後)などの分離課税所得の合計で、地方税法上の合計所得金額とは異なります。また、合計所得金額がマイナスの場合は0円となります。なお、令和3年度から適用されている税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の見直し)の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行います。

○高額医療合算介護(予防)サービス費

各医療保険及び介護保険(総合事業を含む)の両制度ともに自己負担額がある世帯(※1)で、1年間(※2)に利用した医療保険と介護保険の自己負担額(※3)の合計額が次頁の表に記載された限度額を超えた場合、超えた額が払い戻される制度です。

区役所・総合支所の窓口で申請手続きが必要です

※1 各医療保険制度上(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)の世帯をいい、住民基本台帳上の世帯とは異なります。

※2 毎年8月1日～翌年7月31日(計算期間)

※3 高額療養費・高額介護(予防)サービス費が支給されている場合は、支給額を控除した額が自己負担額となります。福祉用具購入費や住宅改修費は対象になりません。

〔自己負担限度額〕(合算する場合の世帯の限度額の年額)

70歳以上の方

課税所得(※1)	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上～690万円未満	141万円
課税所得(※1)	限度額

70歳未満の方

基準総所得金額(※3)	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
基準総所得金額(※3)	限度額

145万円以上～ 380万円未満	67万円	
145万円未満	56万円	
市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ (※2)	19万円

210万円超～ 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市町村民税 非課税世帯	34万円

(※1) 課税所得とは、医療保険の被保険者の総所得金額等から所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）を引いた金額です。

(※2) 70歳以上の区分Ⅰの市町村民税非課税世帯で、介護（予防）サービスの利用者が複数いる世帯については、医療保険からの支給は上表のとりの限度額で計算されますが、介護保険からの支給は区分Ⅱの限度額で計算されます。

(※3) 基準総所得金額とは、医療保険の被保険者の総所得金額等から43万円（合計所得金額が2,400万円超の場合は別途定まった額。また令和3年7月サービス利用分までは33万円）を引いた金額を合計です。

問合せ先 各区役所介護保険課（介護保険係）、宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

介護保険料の減免

次のいずれかに該当する場合

- (1) 第1号被保険者または生計維持者が震災・風水害・火災などの災害により、住宅・家財などの財産に著しい損害を受けたとき
- (2) 生計維持者が亡くなられたとき、または生計維持者の収入が心身の重大な障害や長期入院、事業の休廃止・著しい損失、失業などによって著しく減少したとき
- (3) 生計維持者の収入が干ばつ・冷害・凍霜害などによる農作物の不作（またはそれに類する理由）により著しく減少したとき
- (4) 第1号被保険者で刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1か月以上拘禁されたとき
- (5) 第1号被保険者で生活に困窮しているものとして以下の条件をすべて満たすとき
 - ①保険料の所得段階が第4段階の方
 - ②世帯員全員が市町村民税非課税の方
 - ③世帯員全員の当年度（4月から翌年3月まで）の収入見込額合計（必要経費を除く）および預貯金・有価証券等合計額が、一定金額以下の方
 - ④別世帯の市町村民税が課税されている方から扶養を受けていないこと
 - ⑤世帯員全員が一定以上の資産を所有していないこと

問合せ先 各区役所介護保険課（介護保険係）、宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

介護サービス相談員の派遣

介護サービス相談員を介護サービスの現場に派遣し、サービス利用者やその家族からの介護保険に関する相談に応じるとともに、利用者と事業者の橋渡し役として利用者の不安、疑問、希望等を事業者へ伝えます。

派遣対象は、特別養護老人ホーム、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム・ケアハウス、デイサービス、グループホーム等の中で、事前に承諾のあった施設・事業所です。

問合せ先 健康福祉局介護保険課 電話 214-8246 FAX 214-4443

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

緊急通報システム機器貸与

緊急通報用の機器を無料で貸与し、突発的な病気・事故などの緊急時、ボタンひとつで仙台市が委託する警備会社に通報されます。警備員が駆けつけるほか、状況により救急車や消防車が出動します。

対 象 次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上で日常生活上注意を要する一人暮らしの方
 - ②同居の方が長時間外出するまたは重度の要介護者と同居しているなど緊急時に対応できる方がおらず、65歳以上の実質一人暮らしの方
- ※ 上記のうち、有料老人ホーム、介護保険施設または病院等に3か月以上の入所あるいは入院する方を原則として除きます。

費 用 ①緊急通報用の機器の貸与及び設置に関する費用

無料（設置費用については、緊急通報用の機器の設置に一般的に必要と認められる費用のみ）

②電話回線の利用に関する費用

電話の契約に係る費用及び通話料（通信料）は利用者の負担になります。

※ 光回線及びIP電話（一部の回線を除く）にも対応しています。詳細につきましては、下記の仙台市が委託する警備会社までお問い合わせください。

③月額利用料

警備員方式：535円（税込）※ただし、介護保険料所得段階が第一段階、第二段階の方等は無料となります。

④合鍵作製費用

利用者への緊急対応時に仙台市が委託する警備会社において使用するため、利用者の負担によりお宅の合鍵を作製いただき、当警備会社に預けていただきます。

仙台市が委託する警備会社 総合警備保障株式会社（宮城支社営業部緊急通報システム事業担当）

電話 716-2701

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） →P108
各地域包括支援センター →P109~113

食の自立支援サービス

対象者の状態や生活状況の調査を行った上で、本人のより良い食事環境を整えるために、最大1日1食、週7回まで、高齢者のお宅へ昼食または夕食をお届けするとともに、安否を確認するサービスを実施します。

※ 一部地域では配食できる曜日や事業者が指定される場合があります。

対 象 要介護・要支援者、または要支援、要介護状態となる可能性の高い方のうち低栄養状態の改善が必要な方で、次の（1）（2）のいずれかに該当する方

- （1）65歳以上の一人暮らしで、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方
- （2）65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居者が入院・病気等であり、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方

※ ボランティア団体の給食サービスをご利用の方は除きます。

費 用 1食522円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） →P108
各地域包括支援センター →P109~113

ボランティア団体による給食サービス

対 象 65歳以上の一人暮らし等の方で、虚弱等のため食事の用意をすることが困難な方

※ 食の自立支援サービスをご利用の方は除きます。

費用 1食500円程度

申込 各ボランティア団体へ直接申し込み

問合せ先 高齢企画課 電話 214-8168 FAX 214-8191

寝具洗濯サービス

委託事業者が自宅を訪問して寝具をお預かりし、丸洗いをを行います（年3回まで）。規定に基づき一定の費用負担が生じることがあります。

対象 おおむね65歳以上の在宅の寝たきりの方または一人暮らしの方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108
各地域包括支援センター →P109~113

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症高齢者や精神障害、知的障害などにより判断能力が不十分で財産管理や必要な福祉サービスの契約等ができない方に対して、家庭裁判所が成年後見人等を選任し保護支援を行う制度です。選任のための申立を行う親族がないなどの理由で制度の利用が困難な方には、市長が代わりに申立を行います。また、一定の基準により、申立費用や後見人等への報酬の支払い能力がないときは、親族による申立の場合を含め、費用等を助成します。

後見人等報酬の助成対象者 生活保護受給者またはそれに準じる方。親族による申立の場合はこれらのほか一定の基準を満たす方

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課 →P108
各地域包括支援センター（高齢者に関すること） →P109~113

6 在宅高齢者と家族への支援

訪問指導

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士などがご自宅を訪問し、健康管理等のアドバイスを行います。

対象 生活習慣病予防、介護予防等のアドバイスが必要な方

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係）、各区役所家庭健康課（健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P108

認知症の人の見守りメール配信

認知症の方が行方不明になったときに、協力者にメールを配信し、発見への協力を依頼します。

対象 市内にお住まいの、認知症と診断された方または可能性のある方

問合せ先 地域包括ケア推進課 電話 214-8317 FAX 214-8980

SOSネットワークシステム

認知症の方などが行方不明になったときに、警察署、タクシー会社、放送局等が連携して発見、保護に努めるシステムです。

問合せ先 お近くの各交番、または各警察署

認知症介護家族交流会

認知症の方を介護するご家族の方が、介護の悩みや問題解決の方策について話し合える場です。

対象 認知症の方を介護しているご家族

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係）→P108

認知症電話相談

認知症全般に関する相談に電話で応じます。

問合せ先 (公社) 認知症の人と家族の会・宮城県支部 電話 263-5091 (FAX兼用)

痰等吸引器の給付

日常生活を安心して過ごすため、痰等吸引器の給付を行います。規定に基づき一定の費用負担が生じることがあります。

対象 65歳以上の在宅の方で自力で痰等の排出が困難な方等

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108
各地域包括支援センター →P109~113

介護用品支給

使い捨ておむつ、尿取りパッド、おむつカバー、失禁シーツを利用者の自宅に届けます。

対象 要介護4または5の市民税非課税世帯に属する在宅の方(入院中・生活保護受給者の方は対象外)

利用限度額 年75,000円(申請月により、利用限度額が異なります)

費用 利用額の1割

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係)
→P108、各地域包括支援センター →P109~113

生活管理指導短期宿泊

養護老人ホームで短期間(7日以内)宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行います。

対象 おおむね65歳以上の高齢者で日常生活に指導・支援が必要な方

費用 養護老人ホーム380円/1日(そのほか、施設の定める食材料費等の負担があります)

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係) →P108
各地域包括支援センター →P109~113

訪問理美容サービス

理美容師が利用者のご自宅を訪問し、髪をカットします。(申込時期により年最大4回まで)

対象 要介護3~5の在宅の方(入院中の方は対象外)

費用 1回につき 2,095円

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課(高齢者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108
各地域包括支援センター →P109~113

紙おむつ等使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により年1回、家庭ごみ指定袋(中サイズ)50枚を申請者の自宅に届けます。

対象 ①介護用品支給事業で紙おむつ等を受給している方

②生活保護を受けている介護保険の要介護4または5で、紙おむつ等をご使用の65歳以上の方

手続 申請書に必要事項を記入して提出していただくか、申請書に記載の二次元コードから、みやぎ電子申請サービスをご利用ください。

・対象①に該当の方は、給付決定通知に申請書が同封されます。

・対象②に該当の方は、申請についてご案内しますので、家庭ごみ減量課までお問合せください。

申請時期 随時

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

ふれあいデイホーム事業

民間ボランティアなどが、日中一人で過ごすことの多い高齢者の仲間づくりを支援します。

対 象 65歳以上の方

活動場所 市民センターや、民間の家を利用したもの等があります。

活 動 日 月1回以上（運営団体により異なります）

費 用 負担あり（団体により異なります）

申 込 直接、運営団体へ

問合せ先 高齢企画課 電話 214-8168 FAX 214-8191

認知症初期集中支援推進事業

医療や介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の方やその家族に対して訪問などによる支援を行います。

問合せ先 各区役所障害高齢課（地域支援係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

各地域包括支援センター [→P109~113](#)

7 その他

高齢者住宅改造費助成

65歳以上の高齢者のみからなる所得税非課税世帯で日常生活を営むのに支障がある高齢者のために、居室、便所、浴室、廊下等の利便を図るため改造する場合にその改造費の一部を助成します。

※ 介護保険制度による住宅改修の利用が優先となります（同時申請可能）。

※ 必ず工事着工前にご相談ください。

助 成 額 住宅の改造に要する費用の4分の3に相当する額（限度額 60万円）

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係） [→P108](#)

各地域包括支援センター [→P109~113](#)

高齢者及び軽度身体障害者世帯向け市営住宅

高齢者及び身体障害者の方が安心して生活できるよう住宅内の段差をなくし、浴室・便所などに手すりを設置し、外部への非常通報ブザーを設置した市営住宅です。

対 象 60歳以上の方、下肢または体幹機能障害を有していることにより身体障害者手帳1～4級をお持ちの方を含む世帯、前記障害と同程度の障害を有していることにより戦傷病者手帳をお持ちの方を含む世帯

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

シルバーハウジング（市営住宅）

独立して生活するには不安のある高齢者世帯等が、地域の中で自立して生活できるように、住宅内の段差をなくし、手すりや緊急通報システム等を設置した住宅で、在宅生活を支援する生活援助員によるサービス（有料）を受けられる市営住宅です。

対 象 65歳（障害等のある方は60歳）以上の単身者、またはその同居者が60歳以上の方1人の世帯

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課（入居等に関する事）電話 214-3604 FAX 214-8592

高齢企画課（生活援助員の派遣に関する事）電話 214-8168 FAX 214-8191

高齢者向け優良賃貸住宅

緊急時対応サービス・安否確認サービスが導入され、バリアフリー化された民間賃貸住宅を「公的賃貸住

宅」として仙台市が認定したものです。認定期間中は、所得状況に応じて家賃が減額される場合があります。

対 象 次のいずれかに該当する方

①60歳以上の単身者

②60歳以上で、同居者が配偶者または60歳以上の親族などである方

問合せ先 住宅政策課 電話 214-1269 FAX 268-2963

サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスなどを提供することにより、高齢者世帯が安心して居住できる住宅として登録された民間賃貸住宅です。

※ 登録物件検索ホームページ <https://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

問合せ先 住宅政策課（登録申請・整備基準に関すること）電話 214-8306 FAX 268-2963

介護事業支援課（サービスに関すること）電話 214-8318 FAX 214-4443

外国人高齢者等福祉手当

受給資格 外国籍の方、日本に帰化した方、海外に住んでいた日本人の方のうち、国籍要件などの制度上の理由により国民年金に加入することができなかった、本市に1年以上お住まいの高齢者の方

支給制限 本人などの所得額や本人の公的年金、生活保護受給または障害を支給事由とする福祉手当などにより支給が制限されます。

手 当 額 月額10,000円。ただし月額10,000円未満の公的年金等を受給している方は、10,000円からその受給額を差し引いた額。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課（高齢者支援係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）[P108](#)

仙台市ホームページ読み上げ・文字拡大等閲覧支援サービス

仙台市ホームページでは各ページ最上部（ヘッダー部分）にある「読み上げ」、「色合い変更」、「文字の大きさ」ボタンから音声読み上げ、文字の色合い変更、文字を拡大する閲覧支援サービスがご利用になれます。

問合せ先 広報課 電話 214-1143 FAX 211-1921

介護サービス情報公表システム

介護のサービスを利用したい方が、事業所(施設)を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

※ホームページアドレス：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/O4/index.php>

問合せ先 宮城県・仙台市指定情報公表センター 電話 290-9883